

所属コード	事業番号	分類コード			フォルダー名(小分類名)	決済事項コード	
5040	22板資工第180号	個	大 0 5 0 3 9 9	中	小	その他 0 6	
受領文書 日付番号	平成 年 月 日 第 号の			受領文書 の種類	その他( )		
受領	平成 年 月 日	浄書 /	照合 /	公印 /	発送 /	保存年限	
登録	平成23年2月20日					3年 その他(更新申請)	
決定	平成23年2月22日				保存	廃棄	
施行	平成23年2月22日				開始 23年度	26年度	
宛先	関東地方環境事務所長	発信者	所長	その他( )	発信文書 の種類	申請	その他( )
件名 特定外来生物飼養等許可の更新申請					非公開とする場合	<input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 一時非公開(解除年月日) <input type="checkbox"/> 全部非公開	
上記のことについて 申請 する。					非公開の適用区分	<input type="checkbox"/> 1 法令秘情報 <input type="checkbox"/> 2 個人情報 <input type="checkbox"/> 3 事業活動情報 <input type="checkbox"/> 4 取組み情報 <input type="checkbox"/> 5 審議、検討又は協議情報 <input type="checkbox"/> 6 行政運営情報 <input type="checkbox"/> ア 監査、検査 <input type="checkbox"/> イ 契約、交渉 <input type="checkbox"/> ウ 調査研究 <input type="checkbox"/> エ 人事管理 <input type="checkbox"/> オ その他	
概要 1 現在飼養中の特定外来生物セイヨウオオマルハナバチの飼養について関東地方環境事務所へ飼養更新申請をする。 2 飼養場所：板橋区立ホテル飼育施設							
決定区分	区 長	副区長	部 長	課 長	係 長		
※ 							
(協議・審査)	<input type="checkbox"/> 政策経営部長 <input type="checkbox"/> 総務部長 <input type="checkbox"/> 会計管理者		<input type="checkbox"/> 財政課長 <input type="checkbox"/> 総務課長 <input type="checkbox"/> 会計管理課長		<input type="checkbox"/> 財政担当係長 <input type="checkbox"/> 文書係長 <input type="checkbox"/> 審査係長		
(決定後供覧)					文書主任 27.10.-9 交付 板橋区政務課		

※印欄は未書入をもちて表示するもの。

板橋区では平成20年より、板橋区~~寄~~ホテル飼育施設において、ホテルの生態研究に関連した特定外来生物のセイヨウオオマルハナバチを飼養し研究を行っている。これに際し、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条の規定に基づき、下記のとおり関東地方環境事務所長あてに飼養許可の更新申請を行う。

### 記

- 1 件名  
特定外来生物飼養等許可の更新申請
- 2 履行場所  
板橋区~~寄~~ホテル飼育施設
- 3 許可更新申請書（案）  
別紙1のとおり
- 4 増減の報告（案）  
別紙2のとおり
- 5 現行許可書の写し  
別紙3のとおり（有効期限平成23年3月21日まで）
- 6 関連法~~規~~の写し  
別紙4のとおり
- 7 ~~寄~~申請参考書類  
別添資料のとおり



# 特定外来生物の飼養等許可の更新について (お知らせ)

関東地方環境事務所 野生生物課

日頃より自然環境行政の推進にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。  
ございます。

外来生物法（正式名称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）  
に基づく特定外来生物の飼養等許可には、有効期間が設けられています。  
（許可の有効期間は、飼養等許可証のおもてに記載されていますので、  
ご確認ください。）

引き続き特定外来生物の飼養等をするには、有効期間内に、飼養等許可の更新のための申請をしていただく必要があります。

有効期間内に申請をすれば、それに対する処分（許可又は不許可）が  
されるまでの間は、特定外来生物を飼養等することができますが、有効期間を過ぎてから申請された場合は、それに対し許可がおりるまで飼養等することができなくなりますので、ご注意ください。

## 【申請の注意点】

①更新のための申請は、別添様式第1-Bにより行ってください。

※特定外来生物の個体を譲渡する業（実験動物販売、養殖業、管理釣り場など）  
を行っている方は、別添最後の「飼養等しようとする数量 補足資料」を作成し、  
申請書に添付してください。

以下を変更する場合は、様式1-Bに必要事項を記載してください。

- ・ 特定外来生物を飼養等している施設の所在地、規模、構造
- ・ 主たる飼養等取扱者の住所等
- ・ 施設の保守点検方法、飼養等が困難になった場合の措置
- ・ 飼養等しようとする数量（ただし、愛がん目的で特定外来生物を飼養している場合、飼養する数を増やすことはできません。）

②前回許可の条件（※許可証うら面をご覧ください）の、毎年の取扱数量の報告、  
又は数量の増減があった日から30日以内の報告を行っていない場合  
は、申請書と併せて届出書（様式第7）を提出してください。

③前回許可を受けた後、実際に特定外来生物を扱ったことがあり、識別措置の届出を提出されていない方は、申請書と併せて届出書（様式第7）を提出してください。



（裏面につづく）

5. 申請書・届出書の様式は、環境省・関東地方環境事務所のホームページからダウンロードすることもできます。

(URL) <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

ご不明な点などがございましたら、遠慮なく以下までお問い合わせ下さい。

(お問い合わせ及び書類提出先)

環境省 関東地方環境事務所 野生生物課

〒330-6018

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心

明治安田生命さいたま新都心ビル18F

電話：(直通) 048-600-0817



飼養等許可申請書 (許可の更新)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第5条の規定により特定外来生物の飼養等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

関東地方環境事務所長 様

申請者の住所: 東京都板橋区前野町4-6-1

氏名: 板橋区立エコポリスセンター 所長: 桑子 早苗 印

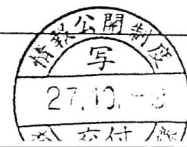
電話番号: 03-5970-5001

( 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号  
代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)を記入する )

※太枠内(1~4、8、10)は、必ず記入又は該当する□にチェックしてください。

※それ以外の項目(5~7、9)は前回許可から変更がある場合のみ記入又は該当する□にチェックしてください。

1.申請の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 許可の更新			
2.前回許可	1)許可の有効期間	平成23年3月21日まで	2)許可番号 07014489	
3.申請に係る特定外来生物	1)種類	セイヨウオオマルハナバチ ( <i>Bombus terrestris</i> )		
	2)飼養等をしようとする数量(単位)	3 群		
4.飼養等の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 学術研究 / <input type="checkbox"/> 展示 / <input type="checkbox"/> 教育 / <input type="checkbox"/> 生業の維持 <input type="checkbox"/> 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている個体の愛がん又は観賞 <input type="checkbox"/> その他(具体的に: )			
5.特定飼養等施設	1)所在地			
	2)規模			
	3)構造			
6.主たる飼養等取扱者	1)飼養等取扱者 <input type="checkbox"/> 申請者(法人の場合はその職員を含む) <input type="checkbox"/> 申請者以外(申請者以外の場合は2)~4)を記入)			
	2)氏名(法人の場合は名称及び代表者の指名)	4)職業		
	3)住所(法人の場合は主たる事業所の所在地)			
7.飼養等管理体制	1)施設の点検方法、点検頻度			
	2)飼養等が困難になった場合の措置			
	3)特定外来生物の運搬の有無 <input type="checkbox"/> 有り(運搬目的 ) <input type="checkbox"/> 無し (有りの場合は移動用施設の図及び写真も添付する)			
8.現在の飼養等の状況	飼養等をしている数量(単位) (現在飼養等している場合のみ記入)	1 群		
9.添付資料	<input type="checkbox"/> ①施設の図面		<input type="checkbox"/> ②敷地内における施設の位置図	
	<input type="checkbox"/> ③縮尺1:5,000以上の概況図		<input type="checkbox"/> ④施設の写真	
	<input type="checkbox"/> ⑤その他( )			
10.施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明	<input checked="" type="checkbox"/> 私(法人の場合:当法人及び法人の役員)は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第6条第3号から第5号までに該当しない者です。			
担当者連絡先 (申請者以外に本申請に係る担当者がある場合に記入)	氏名	伊藤 正弘	所属・役職	板橋区立エコポリスセンター啓発係 主任主事
	住所	東京都板橋区前野町4-6-1		
	電話番号	03-5970-5001	電子メールアドレス	s-eco-shomu@city.itabashi.tokyo.jp



(記入上の注意事項)

申請書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れること。また、申請書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等とする。

0.申請をする者

法人の業務として飼養等をする場合は、法人として申請を行う。

1.申請の種類

更新：飼養等許可の有効期間が終了する前に、更新のための許可申請を行う場合。なお、更新の際に、既に許可を受けた内容のうち、3.2)飼養等をしようとする数量、5.1)～3)特定飼養等施設の所在地、規模、構造、6.主たる飼養等取扱者又は7.1)～7.3)飼養等管理体制を変更する場合は、申請の内容に含めることができる。

2.前回許可 前回受けた許可について、1)許可の有効期間、2)許可番号を記入する。

3.申請に係る特定外来生物

1)種類：飼養等をしようとする特定外来生物の種名(和名及び学名)を記入する。(例：チュウゴクモクズガニ(*Eriocheir sinensis*))

2)飼養等をしようとする数量：

特定外来生物に指定される以前から飼養等をしている個体を、愛がん・鑑賞目的で継続して飼養等をしようとする場合は、8.現在の飼養等の状況に記入した飼養等をしている数量とする。

単位は原則として個体数とするが、生業の維持目的の場合は、流通時に通常用いる単位(魚類及び甲殻類の場合は重量、セイヨウオオマルハナバチの場合は巣箱数)とする。

4.飼養等の目的 前回許可と同じ目的を記入する。

5.特定飼養等施設(変更がある場合のみ記入)

1)所在地：特定飼養等施設を設置する場所の住所を記入する。

2)規模：特定飼養等施設の規模(長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等)を記入する。

3)構造：特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。

これらの添付書類として、9.添付資料の欄にチェックをし、必要な書類を添付する。

6.主たる飼養等取扱者(変更がある場合のみ記入)

実際に特定外来生物の飼養等に従事する者(主たる飼養等取扱者)が申請者(法人の場合はその職員を含む)以外の場合は、2)～5)についても記入する。

7.飼養等管理体制(変更がある場合のみ記入)

1)施設の点検方法：特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記入する。

2)飼養等が困難になった場合の措置：許可を受けた後に法人の解散等のやむをえない事情により飼養等を行うことが困難になった場合の措置を記入する。

3)特定外来生物の運搬の有無：特定外来生物の運搬が想定される場合は有りの欄にチェックし、想定されない場合は無しにチェックする。なお、有りにチェックした場合は、目的を記入し、移動用施設の図及び写真を添付する。

8.現在の飼養等の状況

現在飼養等をしている数量：申請書提出時点で現に飼養等をしている特定外来生物がある場合は、その数量を記入する。哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物であって、飼養等をしている量を数えることが困難なものについては、概数を記入する。

9.添付資料

施設の所在地、規模又は構造を変更する場合には、①～④の全ての書類を添付する。





(様式第7)

飼養等をする数量の増加、減少等の届出 (報告)

特定外来生物の飼養等をする数量が増加/減少等しましたので、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条第4項に基づき付せられた許可条件により、次のとおり届け出 (報告し) ます。

平成 年 月 日

関東地方環境事務所長 様

届出 (報告) 者の住所：東京都板橋区前野町4-6-1  
氏名：板橋区立エコポリスセンター 所長：桑子 早苗  
電話番号：03-5970-5001

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、  
代表者の氏名 (記名押印又は代表者の署名) を記入する)

1.許可内容	1)飼養等許可番号	07014489		
	2)許可を受けた特定外来生物の種類	セイヨウオオマルハナバチ		
	3)許可を受けた飼養等する数量(単位)	3群		
2.増加/減少があった期間	平成20年3月21日 ~ 平成23年3月21日			
3.飼養等をする数量の増加/減少等の内容	別紙 (増減台帳)			
4.現在飼養等をしている数量(単位)	1群			
担当者連絡先 (届出(報告)者以外に本届出(報告)に係る担当者がある場合は記入)	氏名	伊藤 正弘	所属・役職	板橋区立エコポリスセンター 営発係 主任主事
	住所	東京都板橋区前野町4-6-1		
	電話番号	03-5970-5001	電子メールアドレス	s-eco-shomu@city.itabashi.tokyo.jp

(記入上の注意事項)

届出 (報告) 書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。

1.許可内容等

- 1)飼養等許可番号：飼養等の許可を受けた際に許可証に記載されていた「許可番号」を記入する。
- 2)許可を受けた特定外来生物の種類名：飼養等の許可を受けた特定外来生物の種類名を記入する。
- 3)許可を受けた飼養等する数量：許可を受けた際に許可証に記載されていた「飼養等をする数量」を記入する。

2.増加/減少があった期間

届出 (報告) の対象となる増加/減少が複数ある場合には、増加/減少があった最初の日と最後の日を記入する。1件のみの増加/減少の届出をする場合は、当該増加/減少があった日を記入する。

増加/減少がない場合には、記入する必要はない。

3.飼養等をする数量の増加/減少等の内容

別紙<増減台帳>に記入上の注意事項に沿って記入する。

別紙<増減台帳>に記入すべき内容を別途台帳に記入している場合は、当該台帳を添付することができる。

4.現在飼養等をしている数量：申請書提出時点で現に飼養等をしている特定外来生物がある場合は、その数量を記入する。哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物であって、飼養等をしている量を数えることが困難なものについては、概数を記入する。

(1) 増減台帳

(1)届出(報告)の内容	(2)増加/減少等があつた年月日	(3)増加/減少等の理由	(4)増加/減少する前の数量	(5)増加/減少等した数量		(6)譲受けた/譲り渡した場合の相手の情報			(7)増加/減少等した個体の識別措置の種類	(8)増加/減少等した個体の識別情報
				増加	減少	氏名/法人の場合名称	住所/法人の場合主たる事務所の所在地	許可番号		
増加	20.2.29	譲受け	0	3群		小泉製麻(株)	神戸市灘区新在家南町1-2-1	07000180		
減少	23.2.10	殺処分(冷凍)	3群		2群				標識の掲出(更新許可申請中)	





(記入上の注意事項)

	飼養等する数量を増加させた場合（新たに飼養等をはじめた場合を含む）	飼養等する数量を減少させた場合	特定外来生物の指定の際に飼養している場合
(1)届出（報告）の内 容	「増加」と記入する	「減少」と記入する	「指定の際に飼養」と記入する
(2)増加／減少等があった年月日	増加した年月日（新たに飼養等をはじめた場合は飼養等を開始した年月日）を記入する	減少した年月日を記入する	許可を受けた年月日を記入する
(3)増加／減少等の理由	輸入／譲受け・購入／繁殖／捕獲／その他（具体的に記入）のうち、該当する理由を記入する	譲渡し・販売／死亡／その他（具体的に記入）のうち、該当する理由を記入する	「指定の際に飼養」と記入する
(4)増加／減少前の数量	飼養等をする数量が増加する前に飼養等していた数量を記入する。ただし、新たに飼養等をはじめた場合は記入する必要はない。	飼養等をする数量が減少する前に飼養等していた数量を記入する。	記入する必要はない
(5)増加／減少等した数量	飼養等をする数量が増加した量を、増加、減少別に記入する	飼養等をする数量が減少した量を記入する	現に飼養している量を記入する
(6)譲り受けた／譲渡した場合の相手の情報	購入や譲受けで増加した場合は、購入先・譲受け先の氏名（法人の場合名称）、住所（法人の場合主たる事務所の所在地）、許可番号（相手が増加等許可を受けている場合は許可番号）を記入する	販売や譲渡で減少した場合は、販売先・譲渡し先の氏名（法人の場合名称）、住所（法人の場合主たる事務所の所在地）、許可番号（相手が増加等許可を受けている場合は許可番号）を記入する	記入する必要はない
(7)増加／減少等した個体の識別措置の種類	増加した個体に実施した（既に実施されている）識別措置について、マイクロチップ／識別票・タグ・脚環／入れ墨／標識の掲出／その他（具体的に記入）のうち該当するものを記入し、以下の①～③のうち必要な書類を添付する ①マイクロチップの埋め込みをした場合は、埋め込みをした事実及びマイクロチップの番号が記載された獣医師の証明書 ②哺乳類・爬虫類の場合で、マイクロチップの埋め込みをしなかった場合は、その理由として、(1)個体が告示で定める月齢・大きさ等に達していないため、(2)マイクロチップの埋め込みに耐えられる体力を有しない個体であるため、(3)その他（具体的な理由を記述）のうちから該当する事項を記載した書面。さらに(2)に該当する場合はそれを証明する獣医師の診	減少した個体に実施されている識別措置について、マイクロチップ／識別票・タグ・脚環／入れ墨／標識の掲出／その他（具体的に記入）のうち該当するものを記入する	飼養している個体に実施した（既に実施されている）識別措置について、マイクロチップ／識別票・タグ・脚環／入れ墨／標識の掲出／その他（具体的に記入）のうち該当するものを記入し、以下の①～③のうち必要な書類を添付する ①マイクロチップの埋め込みをした場合は、埋め込みをした事実及びマイクロチップの番号が記載された獣医師の証明書 ②哺乳類・爬虫類の場合で、マイクロチップの埋め込みをしなかった場合は、その理由として、(1)個体が告示で定める月齢・大きさ等に達していないため、(2)マイクロチップの埋め込みに耐えられる体力を有しない個体であるため、(3)その他（具体的な理由を記述）のうちから該当する事項を記載した書面。さらに(2)に該当する場合はそれを証明する獣医師の診



<p>(8)増加/減少等した 個体の識別情報</p>	<p>断書 ③特定飼養等施設に標識を掲出することにより識別措置を 実施した場合は、標識の掲出状況が分かるように撮影した写真 増加した個体に識別措置が実施されている場合、マイクロチ ップ番号、脚環番号、識別票番号など個体に特有の情報を記 入する</p>	<p>断書 ③特定飼養等施設に標識を掲出することにより識別措置を 実施した場合は、標識の掲出状況が分かるように撮影した写真 増加した個体に識別措置が実施されている場合、マイクロチ ップ番号、脚環番号、識別票番号など個体に特有の情報を記 入する</p>	<p>断書 ③特定飼養等施設に標識を掲出することにより識別措置を 実施した場合は、標識の掲出状況が分かるように撮影した写真 増加した個体に識別措置が実施されている場合、マイクロチ ップ番号、脚環番号、識別票番号など個体に特有の情報を記 入する</p>
--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------





環関地野許第080321001号  
平成 20年 3月 21日



板橋区立エコポリスセンター

所長 佐々木 正 殿

関東地方環境事務所長 柏木 順二



特定外来生物の飼養等について (許可)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)第5条の規定に基づき、貴殿の申請について次のとおり許可する。

許可の概要

申請年月日	平成20年 2月29日
許可番号	07014489
特定外来生物の種類	セイヨウオオマルハナバチ [ 学名: <i>Bombus terrestris</i> ]
飼養等をする数量	3群
許可の有効期間	平成23年 3月21日まで

(裏面に続く)

ただし、この許可には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条第4項の規定に基づき下記のとおり条件を付す。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。）に、国（訴訟において国を代表する者は法務大臣。以下同じ。）を被告として提起することができる。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法に基づく異議申立て又は審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、異議申立て又は審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として提起することができる。

## 記

1 飼養等の許可の有効期間は許可の日から3年間（その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分がある日まで）とする。

2 飼養等の許可を受けた日から1年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を関東地方環境事務所長に提出すること。

- (1) 特定外来生物の種類
- (2) 1年間に飼養等をした個体に係る巣の総数量、増減した数量及び現存量
- (3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  
〔平成十六年六月二日号外法律第七十八号〕  
〔農林水産・環境大臣署名〕



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律をここに公布する。  
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制(第四条—第十条)
- 第三章 特定外来生物の防除(第十一条—第二十条)
- 第四章 未判定外来生物(第二十一条—第二十四条)
- 第五章 雑則(第二十五条—第三十一条)
- 第六章 罰則(第三十二条—第三十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

衆議院

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(以下「外来生物」という。)であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」という。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体(卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。)及びその器官(飼養等に係る規制等のこの法律に基づき生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの(生きているものに限る。))をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

衆議院

参議院

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針(以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
- 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
- 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
- 四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

衆議院

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

衆議院

参議院

罰則

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

- 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
- 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」という。)を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

- 4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

条 罰則

(飼養等許可者に対する措置命令等)

第六条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づき処分違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

条 罰則

(輸入の禁止)

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

条 罰則

(譲渡し等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

条 責任 罰則

(放つこと、植えること又はまくことの禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

条 罰則

(報告徴収及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五条第一項の許可を受けている者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

条 罰則

第三章 特定外来生物の防除

(主務大臣等による防除)

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長(以下「主務大臣等」という。)は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 二 防除を行う区域及び期間
- 三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分(以下「捕獲等」という。)その他の防除の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

条 責任



(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例)

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定は、適用しない。

条

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

条



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則  
〔平成十七年五月二十五日号外農林水産省、環境省令第二号〕

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第百六十九号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則を次のように定める。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

衆議院

(飼養等の禁止の適用除外)

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。
- 二 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。
- 三 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。
- 四 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするものであること。
- 五 厚生労働省、都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市、特別区又は食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 六 植物防疫官が植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 七 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 八 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 九 法第五条第一項の許可を受けた者が第十条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日(同条第一号の場合にあっては、その事実を知った日)から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十 第四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十一 地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 十二 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第四章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 十四 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業について食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けた者が、食用に供するために、特定飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をするものであること。
- 十五 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であって、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされていないものが当該指定の日から六月(その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をすることがどうかの処分がある日まで)を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十六 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

改正注記

衆議院

(飼養等の目的)

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 教育
- 三 生業の維持
- 四 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は觀賞
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

(飼養等の許可の申請)

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)



- 二 飼養等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項
  - イ 特定外来生物の種類
  - ロ 数量
- 三 飼養等をすすめる目的
- 四 飼養等施設に係る次に掲げる事項
  - イ 施設の所在地
  - ロ 施設の規模及び構造
- 五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項
  - イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
  - ロ 飼養等に係る管理体制
    - (1) 特定飼養等施設の点検方法
    - (2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法
    - (3) 特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置
- 六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報
- 2 前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。
- 5 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。
- 6 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
  - 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
  - 二 許可証の番号及び交付年月日
  - 三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情
- 7 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。
- 10 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。
  - 一 許可を取り消されたとき。
  - 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。
  - 三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(特定飼養等施設の基準)

- 第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
  - 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
  - 二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。
- 2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

参照 責任

(飼養等の許可の基準)

- 第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいう。
  - 一 飼養等をしようとする者が特定飼養等施設を有しないこと。
  - 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等をしようとする特定外来生物の管理方法が不適当と認められること。
  - 三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
  - 四 法第六条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
  - 五 法人であって、その法人の役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

(飼養等の許可の条件)

- 第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。
  - 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。
  - 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。
    - イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量
    - ロ 数量の変更があった年月日
    - ハ 数量の変更の事由
    - ニ 譲渡し等を行った場合にあっては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名、職業（相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）、許可番号及び許